

大阪府委託事業
依存症治療拠点機関設置運営事業
3カ年事業報告書

平成 26 年 10 月～平成 29 年 3 月

【依存症治療拠点機関】

平成 29 年 3 月
大阪府立精神医療センター

目次

I	事業の概要	_____	p. 2
II	大阪府立精神医療センターの基本情報	_____	p. 3
III	事業実績報告	_____	p. 4
IV	3カ年の主な活動成果と今後の課題	_____	p. 29

I. 事業の概要

1 事業の目的

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症（以下「依存症」という。）は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられていない現状にある。

このため、依存症治療拠点機関（以下「拠点機関」という。）において、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行うことを目的とする。

2 事業受託期間 平成 26 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 事業内容

(1) 依存症対策推進協議会の設置

事業の実施に際して、有識者等で構成する依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(2) 業務

- ① 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ② 精神科医療機関等への助言・指導
- ③ 関係機関（精神保健福祉センター、保健所、市町村、自助団体、福祉事務所、保護観察所、公共職業安定所等）との連携・調整
- ④ 医療従事者、関係機関職員、依存症当事者及びその家族等に対する研修の実施
- ⑤ 依存症当事者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- ⑥ 協議会の運営
- ⑦ 協議会で定めた指標に必要な数値等の集計・整理
- ⑧ 必要に応じて開催する薬物依存症者等ケア強化事業担当者会議への参加
- ⑨ その他依存症対策に必要な事項
- ⑩ 3年間の成果と課題、提言の取りまとめ（平成28年度のみ）

(3) 全国拠点機関との連携

拠点機関は、国が指定する全国拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国拠点機関の求めに応じ、協力を努める。

II. 大阪府立精神医療センターの基本情報（平成 28 年 4 月現在）

- 1 設置主体・・・地方独立行政法人大阪府立病院機構
- 2 診療科・・・精神科
- 3 病床数・・・473 床
- 4 医療従事者数

平成 28 年 4 月 1 日現在

医師	29 人	薬剤師	6 人	作業療法士	10 人
看護師	288 人	管理栄養士	2 人	ケースワーカー	18 人
准看護師	2 人	診療放射線技師	1 人	臨床心理士	8 人
看護助手	15 人	臨床検査技師	4 人	事務職員等	30 人

看護師（准看護師含）（男性：144 人・女性：146 人・計：290 人）

5 入院患者の概要

(1) 入院形態別患者数

平成 28 年 3 月 31 日現在

任意	措置（緊急）	医療保護	医療観察法	その他	合計
116 人	6 人	220 人	28 人	16 人	386 人

（児童思春期：児童措置 9・契約 7・医療保護 7・任意 9）（総計 32 人）

(2) 疾患別分類

平成 28 年 3 月 31 日現在

F0 症状性を含む器質性精神障害 （認知症など）	10 人 2.6%	F6 成人のパーソナリティ及び 行動の障害（人格障害など）	2 人 0.5%
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の 障害（アルコール、薬物依存症など）	13 人 3.4%	F7 精神遅滞 （知的障害など）	4 人 1.0%
F2 統合失調症、統合失調症型障害 および妄想性障害	293 人 75.9%	F8 心理的発達の障害 （自閉症など）	16 人 4.1%
F3 気分（感情）障害 （そううつ病など）	22 人 5.7%	F9 小児期及び青年期の通常発症 する行動及び情緒の障害	13 人 3.4%
F4 神経症性障害、ストレス関連障害 及び身体表現性障害（PTSD など）	13 人 3.4%	G4 てんかん	0 人 0.0%
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した 行動症候群（摂食障害など）	0 人 0.0%	合 計	386 人 100%

(3) 退院者数

平成 27 年度

	合 計	成 人	児童思春期
入 院 者 数	910 人	758 人	152 人
退 院 者 数	911 人	763 人	148 人

(4) 平均在院日数

平成 27 年度

当 院	162.2 日
大 阪 府	233.6 日（平成 27 年）
全 国	274.7 日（平成 27 年）

6 依存症事業担当職員

職種	人数	常勤・非常勤
医師	1 人	常勤
看護師	2 人	常勤
精神保健福祉士	2 人	常勤 1 人 非常勤 1 人
臨床心理士	1 人	非常勤
事務職	1 人	常勤

Ⅲ. 事業実績報告

- 1 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- 2 精神科医療機関等への助言・指導
- 3 関係機関（精神保健福祉センター、保健所、市町村、自助団体、福祉事務所、保護観察所、公共職業安定所等）との連携・調整
- 4 医療従事者、関係機関職員、依存症当事者及びその家族等に対する研修の実施
- 5 依存症当事者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- 6 協議会の運営
- 7 協議会で定めた指標に必要な数値等の集計・整理
- 8 その他依存症対策に必要な事項

1. 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援

(1) 依存症相談窓口の設置及び運営について

相談窓口を医療福祉相談室に平日9時～17時に設置し、精神保健福祉士2名体制で相談支援を実施した。アルコール依存症及び薬物依存症の相談窓口については、以前より体制が整っており、ギャンブル依存症窓口については、事業受託に伴い新たに設置した。また、これに伴い、聞き取り項目マニュアルを作成した。相談方法については、電話か来所面談となっている。

① 相談支援の結果

相談件数は、平成26年10月～平成29年3月の間で、実386人（男性269人、女109人、不明8人）、延439人であった。

うち薬物依存症に関する相談は実227人（男性145人、女性77人、不明5人）、延270人、アルコール依存症に関する相談は実70人（男性52人、女性16人、不明2人）、延80人、ギャンブル依存症に関する相談は実71人（男性63人、女性7人、不明1人）、延80人である。また、上記以外の依存症に関する相談が実18人（男性9人、女性9人）、延18人であった。以下のグラフは実数による。

※医療福祉相談室にて受けた相談について集約。

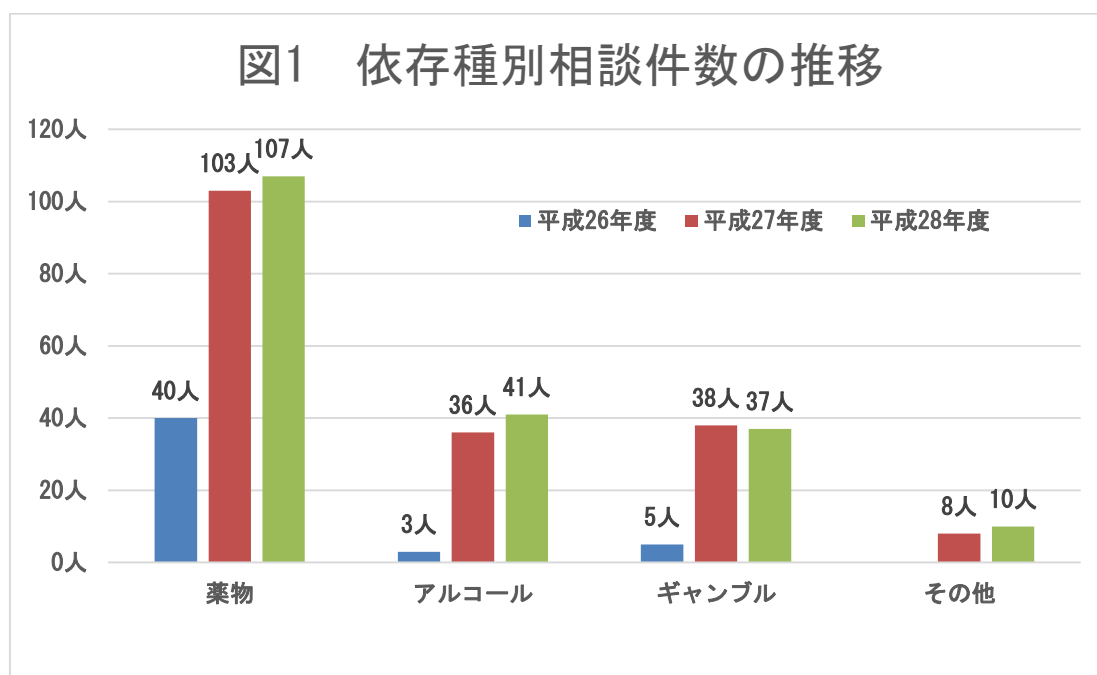


図2 相談者種別

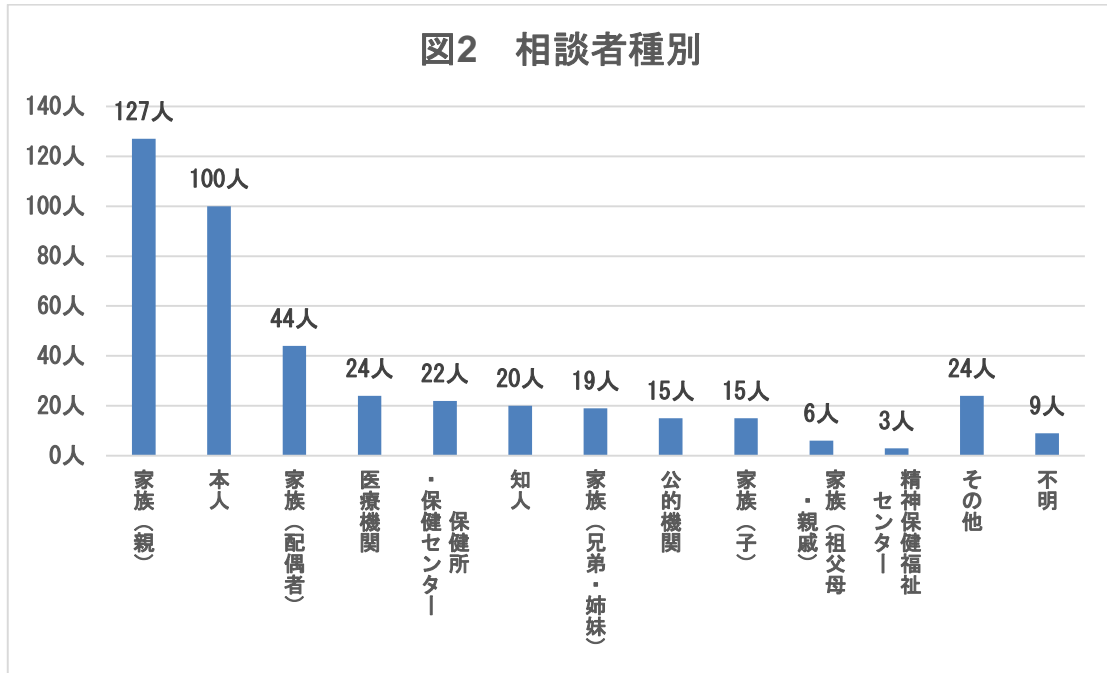


図2 相談者種別 内訳

	薬物	アルコール	ギャンブル	その他
本人	55人	22人	17人	6人
家族(親)	85人	12人	26人	4人
家族(配偶者)	17人	14人	12人	1人
家族(兄弟・姉妹)	10人	6人	3人	0人
家族(子)	3人	7人	4人	1人
家族(祖父母・親戚)	1人	2人	3人	0人
知人	13人	4人	3人	0人
医療機関	14人	4人	6人	0人
保健所・保健センター	16人	4人	0人	2人
公的機関	12人	1人	1人	1人
精神保健福祉センター	3人	0人	0人	0人
その他	16人	2人	3人	3人
不明	5人	2人	2人	0人
合計	250人	80人	80人	18人
本人または家族による相談の割合	68.4%	78.9%	81.3%	66.7%

図3 年代×性別（薬物）

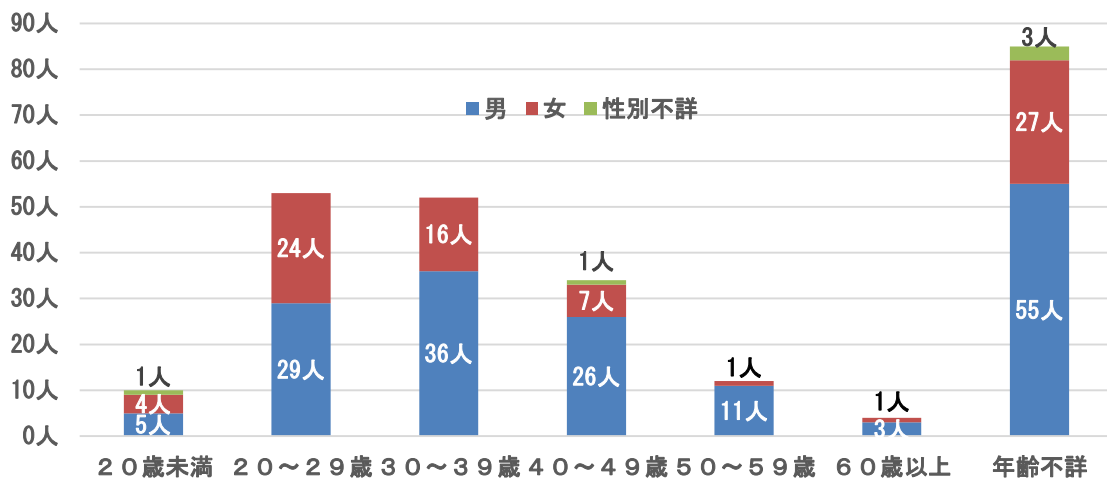


図4 年代×性別（アルコール）

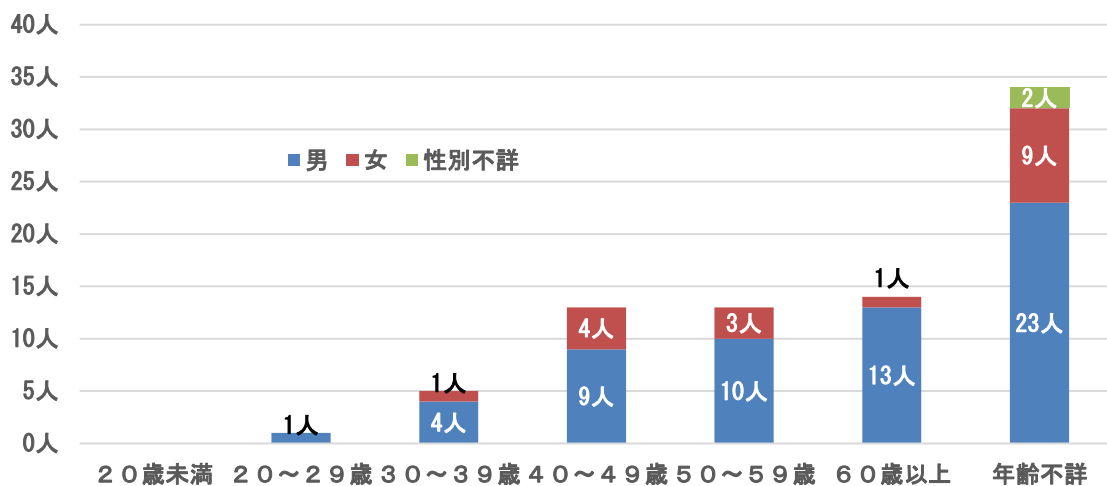
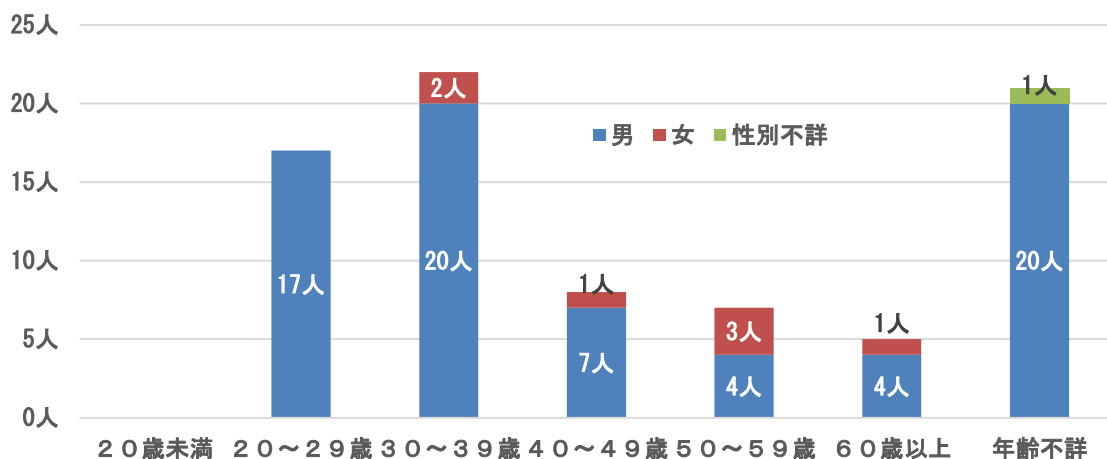


図5 年代×性別（ギャンブル）

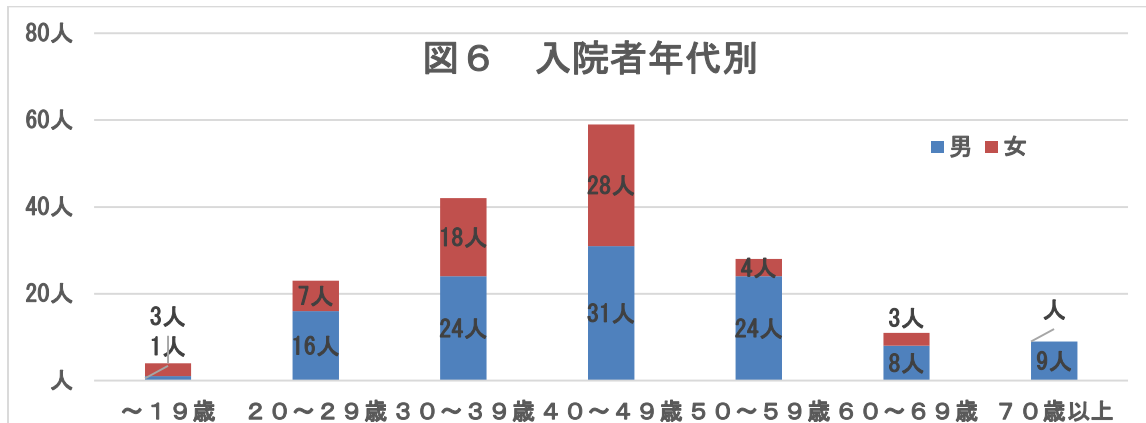


⑥ 診療状況

診療状況における依存種区分については、患者の主病名の ICD-10 分類により分類している。

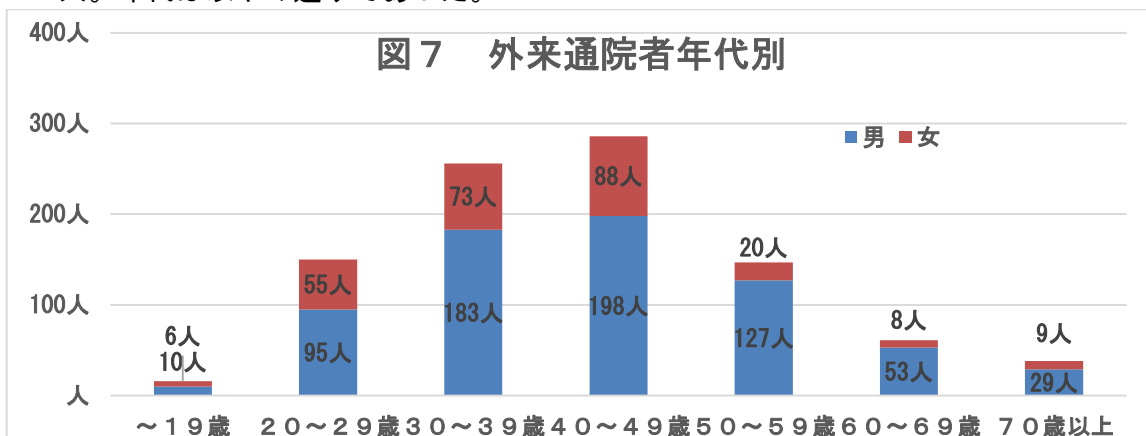
○入院

平成 26 年 10 月～平成 29 年 3 月の新規入院患者数は 162 人。内訳は、薬物 124 人（覚せい剤 83 人 有機溶剤 13 人 処方薬 9 人、危険ドラッグ 5 人、その他 14 人）、アルコール 38 人であった。男女別では男性 106 人女性 56 人。年代は以下の通りであった。

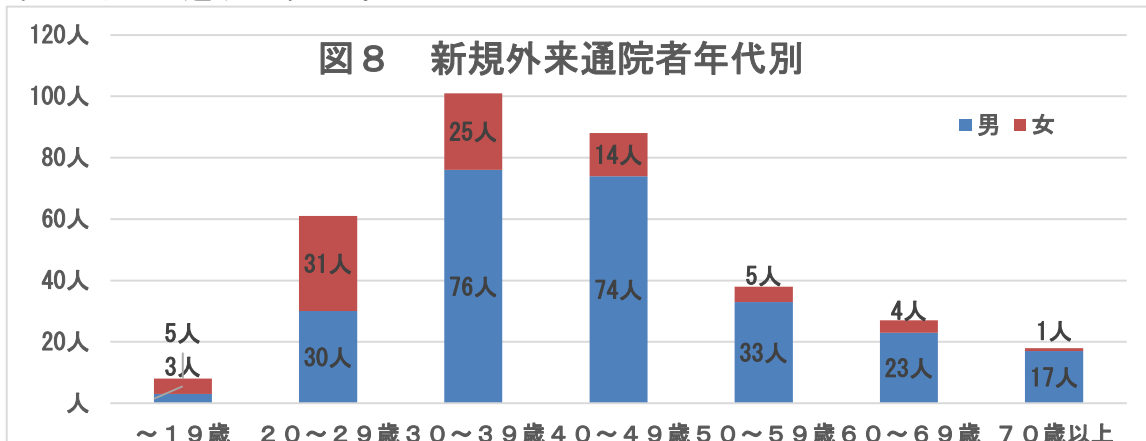


○外来

平成 26 年 10 月～平成 29 年 3 月の外来実通院患者数は 954 人。内訳は薬物 728 人（覚せい剤 506 人、危険ドラッグ 72 人、処方薬 50 人、有機溶剤 33 人、大麻 23 人、その他 45 人）、アルコール 186 人、ギャンブル 40 人。男女別では男性 695 人女性 259 人。年代は以下の通りであった。



平成 26 年 10 月～平成 29 年 3 月の新規外来患者数は 340 人。内訳は薬物 223 人（覚せい剤 157 人、処方薬 16 人、大麻 11 人、危険ドラッグ 10 人、有機溶剤 12 人、その他 17 人）、アルコール 87 人、ギャンブル 30 人。男女別では男性 267 人女性 73 人。年代は以下の通りであった。



⑦ 3か年の比較

主な項目を比較すると下表のとおりになる。なお、各年度とも1ヵ月あたりの平均相談人数を算出し、比較を行った。人数はいずれも実数の平均である。なお、相談経路については紹介元の機関を分野別に分類した実数である。

○相談支援状況の比較

相談件数について、薬物・アルコールにおいては、3か年を通じて増加傾向にある。ギャンブルについては平成28年度の相談件数が平成27年度と比べて若干減少しているが、新聞の掲載やテレビ放映の影響から今後増加が見込まれる。

相談経路については、不明の割合が多く、正確な実態の把握ができたとは言い難い。ただし、薬物依存症については、医療機関、保健所、自助グループ、司法機関等、様々な分野からの相談があったことが確認できた。

項目	平成28年度	平成27年度	平成26年度
相談件数（薬物）	8.9人 ↑	8.6人 ↑	6.0人
相談件数（アルコール）	3.4人 ↑	3.0人 ↑	0.5人
相談件数（ギャンブル）	3.1人 ↓	3.2人 ↑	0.83人
相談経路（薬物）	10分野 ↑	8分野 ↑	4分野
相談経路（アルコール）	5分野 ←	5分野 ↑	—
相談経路（ギャンブル）	5分野 ↓	7分野 ↑	—

対象者の状況や電話での関係性構築などの限界もあり、可能な限りで聞き取りを行ってはいるものの、必要な情報について不明な点が多かった。相談内容全体を通して不明の割合を改善するためには、相談者との関係性を構築しつつ、治療のために必要な情報を可能な限り聞き取れるよう、相談窓口の技能向上を図っていきたい。

○診療支援状況の比較

平成27年度は、平成26年度と比べて薬物依存症患者の入院、通院とも人数が減少している。これは、厚生労働省、大阪府警による危険ドラッグの取締が効果的に実施されている背景があるためと考えられる。

平成28年度は各依存症ともに新規入院患者数、外来通院患者数が増加している。これは、当センターを受診した方が、継続した通院、必要に応じた入院等、確実に医療につながっているためと考えられる。

項目	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
新規入院患者数（薬物）	5.3 人 ↑	3.8 人 ↓	4.5 人
新規入院患者数 （アルコール）	1.5 人 ↑	1.3 人 ↑	1.3 人
外来通院患者数（薬物）	23.2 人 ↑	20.9 人 ↓	33.2 人
外来通院患者数 （アルコール）	6.3 人 ↑	5.6 人 ↓	7.2 人
外来通院患者数 （ギャンブル）	1.9 人 ↑	1.0 人 ↑	0.8 人
新規外来患者数（薬物）	7.2 人 ↑	7.1 人 ↓	8.6 人
新規外来患者数 （アルコール）	3.2 人 ↑	2.8 人 ↑	2.5 人
新規外来患者数 （ギャンブル）	1.3 人 ↑	0.75 人 ↓	0.83 人

(2) 積極的な相談（ネットワークの構築と適切なコーディネート）

医療機関・福祉機関・自助団体・公的機関等の各機関等の特性（得意分野や受入条件の確認等）を把握し、ネットワークの構築に取り組み、相談者に最適なサービスの提供及び関係機関・関係団体等へのコーディネートを行うことを目的に、下表の機関を対象にヒアリング及び意見交換を実施した。

ヒアリング及び意見交換を通じて、利用できる資源が少ないため支援の難しさを感じている事や、支援者の知識不足、社会資源とのつながりの弱さ等の課題が明らかになった。そこで平成 27 年度に依存症治療を担う機関情報を一元化し、その特性をまとめた機能リストを作成した。また、それらの機関をつなぐネットワークシステムとして、大阪アディクションセンターを設置した。

また、知識不足の解消や依存症支援の課題の解決に向けて、研修会の開催による依存症の知識の普及啓発を行うとともに、平成 28 年度は専門部会を開催し、具体的な解決に向けた議論へとつなげた。

ヒアリング一覧表		
日程	機関	備考
平成 26 年 12 月 8 日	茨木保健所	行政
平成 26 年 12 月 8 日	池田保健所	行政
平成 26 年 12 月 8 日	吹田保健所	行政
平成 26 年 12 月 8 日	守口保健所	行政
平成 26 年 12 月 10 日	四條畷保健所	行政
平成 26 年 12 月 15 日	寝屋川保健所	行政
平成 26 年 12 月 15 日	枚方市保健所	行政
平成 26 年 12 月 17 日	大阪ダルク	福祉事業所
平成 26 年 12 月 24 日	NPO 法人フェニックス会 はあ一つ	福祉事業所
平成 27 年 1 月 14 日	藤井寺保健所	行政
平成 27 年 1 月 16 日	NPO 法人 いちごの会 リカバリーハウスいちご	福祉事業所

平成 27 年 1 月 30 日	八尾保健所	行政
平成 27 年 2 月 4 日	大阪マック	福祉事業所
平成 27 年 2 月 4 日	和泉保健所	行政
平成 27 年 2 月 9 日	富田林保健所	行政
平成 27 年 2 月 9 日	泉佐野保健所	行政
平成 27 年 2 月 9 日	岸和田保健所	行政
平成 27 年 2 月 23 日	ガーデン、ワンネス(奈良県)	福祉事業所
平成 27 年 3 月 23 日	東大阪市西保健センター	行政
平成 27 年 3 月 30 日	京都ダルク	福祉事業所
平成 27 年 3 月 30 日	京都マック	福祉事業所
平成 27 年 5 月 27 日	あかり弁護士事務所	司法機関
平成 27 年 6 月 9 日	堺市こころの健康センター	行政機関
平成 27 年 6 月 16 日	大阪府警察	司法機関
平成 27 年 6 月 18 日	法務省近畿地方更生保護委員会	司法機関
平成 27 年 8 月 18 日	大阪市こころの健康センター	行政機関
平成 27 年 8 月 21 日	ひがし布施クリニック	医療機関
平成 27 年 9 月 2 日	汐ノ宮温泉病院	医療機関
平成 27 年 9 月 8 日	大阪府地域生活定着支援センター	司法機関
平成 27 年 10 月 22 日	大阪保護観察所	司法機関
平成 27 年 11 月 10 日	大阪自彊館	救護施設
平成 27 年 12 月 22 日	大阪刑務所	司法機関
平成 28 年 1 月 24 日	新生会病院	医療機関
平成 28 年 1 月 28 日	新阿武山病院	医療機関
平成 28 年 1 月 30 日	浜寺病院	医療機関

(3) 大阪府立精神医療センターにおける、入院認知行動療法（入院ぼちぼち）及び外来認知行動療法（外来ぼちぼち）の立ち上げ及びノウハウの蓄積

当センターでは以前より薬物依存症認知行動療法プログラムとして全15回（第1クールは12回）を1クールとした、Serigaya Mathamphetamine Relapse Prevention Program Jr.（通称 SMARPP, Jr…スマーブジュニア）を行っていたが、事業開始に伴い、大阪ならではのプログラム及びテキストの開発をしていくことを目指し、『ぼちぼち』（Behavior therapy Osaka Cinical Herb Intervention B:物質依存を O:大阪で C:ちゃんとする H:枚方 I:医療モデル）として入院対象者より開始した。

また、平成 27 年 1 月より外来薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）を開始し、プログラムを重ねて得られたノウハウをもとに、適宜プログラム及びテキストの見直しを行い、プログラム内容及びスタッフの拡充、自助グループとの連携等を行った。

テキストについては、平成 27 年度にはテキストとワークブックを1冊にまとめた改訂版を作成。そのマニュアルも作成し、後述の、精神科スーパー救急のある精神科医療機関への「ぼちぼち」説明の際に併せて配付することで、その導入を容易にすることを狙った。また、平成 28 年度末にはプログラム全 15 回分のうちテキスト化されてい

なかった 3 回分のプログラムを追記した改訂版テキストを作成した。さらには、家族向けテキストを併せて作成しており、実際の利用については、家族教室の実施とともに来年度以降検討していく。

外来ぼちぼちにおいては、第 2 クールより、外来認知行動療法が対象者の気分を改善するのか、また、気分の改善が治療継続率の向上に効果があるのかを測定する POMS (Profile of Mood States) 及び薬物依存に対する問題意識と治療に対する動機付けの程度を評価する尺度である SOCRATES (Stages of Change Readiness and Treatment Eagerness Scale) を用いた心理検査を実施した。

POMS の結果からは、外来認知行動療法自体は対象者の気分の改善に影響を与えないことが示され、また、気分の改善が治療継続率に大きく影響するわけではないことが示唆された。一方、SOCRATES の結果からは、グループに対する友好を感じる度合いが高ければ、グループ治療継続率の高さにつながるということが示唆された。

治療継続率の高さの要因として、参加者の薬物依存への問題意識の高さや治療への動機付けの程度がもともと高かったことも関係があるのではないかと考えられる。今後も治療継続率向上の要因を分析し更なるプログラム改良につなげていきたい。

『ぼちぼち』の内容

1. 薬物を使うこと・やめることのメリット、デメリットと現在の正直な気持ちについて考える。
2. 薬物依存からの回復段階を知る。
3. 引き金(直接的原因)と欲求を知る。
4. 覚せい剤が身体にもたらす影響について理解する。
5. 外的な引き金(直接的原因)について理解する。
6. 感情、引き金(直接的原因)などの内的引き金(直接的原因)について理解する。
7. 引き金(直接的原因)と遭遇する危険の少ない新しい生活計画を立てる。
8. OT(作業療法)を介したレクリエーション。
9. 依存症について知り、自分が巻き込んだ場合について考える。
10. 薬物の欲求が高まる状況を知る。
11. 依存症的な思考や行動について知り、自分の場合について考える。
12. 再使用の言い訳について知り、自分の場合について考える。
13. 自分の引き金(直接的原因)と対処法、新しい生活のスケジュールについて復習。
14. 正直さや援助を求めることの重要性を知る。
15. 自助グループからのメッセージを体験してもらう。

○認知行動療法プログラム実施状況

<入院認知行動療法プログラム>

実施体制	毎週（月）・（木）、病棟の面談室等を利用して実施。病棟看護師が中心となり、医師は随時、月曜日には臨床心理士が、木曜日には精神保健福祉士が同席して運営。
実施期間	週2回 13:30~14:30 全15回（第1クールは全12回） 解毒後6週間の修了を目指す。早期退院予定の場合は看護師による個別開催も行われている。
対象者数	平成26年度 実16人（男性13人、女性3人）延べ66人 平成27年度 実19人（男性11人、女性8人）延べ78人 平成28年4月~平成29年3月 実27人（男性16人、女性11人）延べ153人
プログラム内容	『ぼちぼち』をテキストとして使用。終了後は30分程度スタッフによる振り返りを行う。

<外来認知行動療法プログラム>

実施体制	毎週金曜日、外来のコミュニケーションルームを利用して実施。医師、病棟でこれまでプログラムの実施を経験している看護師、心理士、精神保健福祉士、作業療法士で運営。 第6クールからは、『ぼちぼち』を実施できるスタッフを増やすため、週替わりで所定の研修を受けた看護師2名体制を中心とした運営。
実施期間	13:30~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ・第1クール（平成27年1月9日~平成27年3月27日） テキスト通りの12回 ・第2クール（平成27年4月17日~平成27年7月24日） 導入、レクレーション、振り返りを入れた15回 ・第3クール（平成27年8月21日~平成27年11月27日） 見学体制整備 ・第4クール（平成27年12月4日~平成28年3月25日） レクレーションにOTを導入 ・第5クール（平成28年4月8日~平成28年7月22日） 全15回終了後に自助グループからのメッセージを届けてもらった ・第6クール（平成28年8月5日~平成28年11月11日） 医師による『薬物が身体にもたらす影響』をテーマにした回を導

	<p>入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7クール（平成28年12月2日～平成29年3月24日） 自助グループのメッセージをプログラムに内包した。
対象者数	<ul style="list-style-type: none"> ・第1クール 平均3.8名 のべ45人（全12回） ・第2クール 平均4.5名 のべ68人（全15回） ・第3クール 平均4.9名 のべ74人（全15回） ・第4クール 平均6.3名 のべ95人（全15回） ・第5クール 平均3.6名 のべ54人（全15回） ・第6クール 平均5.7名 のべ86人（全15回） ・第7クール 平均5.5名 のべ82人（全15回）
プログラム内容	『ぼちぼち』をテキストとして使用し、参加者同士のやり取りを主に実施。終了後は30分程度スタッフによる振り返りを行う。

回を重ねるごとに参加者からも積極的な取組みが見られるようになり、自助グループにつながる方や、参加者が自主的に外来『ぼちぼち』参加への橋渡しを目的としたニュースレターを作成する動き等がみられた。

（4）ギャンブル依存症治療プログラムの立ち上げ及びノウハウの蓄積

ギャンブル依存症については、事業開始に伴い相談窓口を設置するとともに、治療体制の整備に向けて、久里浜医療センターの実施するギャンブル依存症研修や、京都拘置所で行われているギャンブル依存症を対象としたプログラムへ参加することで、知識やノウハウを蓄積してきた。

それらをもとに、大谷大学の滝口直子教授の監修のもとに専用テキストを作成し、平成28年8月より、精神医療センターにおいて、月1回、全6回のギャンブル依存症者を対象とした外来集団治療プログラム（GAMP）を開始した。

同プログラムは現在試行段階であり、今後効果検証をすすめながら、プログラムの内容に修正を加えつつ、治療プログラムとして効果のある内容を目指していく。

参加実績：・第1クール（平成28年8月17日～平成29年1月18日）

参加者平均2.8名 のべ17人（全6回）

・第2クール（平成29年2月15日～平成29年7月19日）

参加申込者数11名

(5) アルコール依存症治療プログラムの立ち上げ及びノウハウの蓄積

アルコール依存症については、これまで体系的には実施されていなかったプログラムを整理し、多職種による個人向け入院治療プログラム（Hirakata Alcohol Rehabilitation Program：HARP）を、平成28年8月から開始した。同プログラムは、スタッフ同伴で自助グループのミーティングに参加する等、自助グループとの連携に力を入れている。

アルコール依存症専門病棟を持たない形でのアルコール依存症治療を提供している当センターとして、専門病棟を持たない精神科病院でも実施可能な、自助グループとの連携を含むアルコール依存症プログラムの普及啓発をいかに行っていか、大阪府内に存在するいわゆるアルコール依存症専門病院とどのような協力体制を築いていくことが今後の課題となる。

参加実績（平成29年3月末時点）：8名（実人数）

2. 精神科医療機関等への助言・指導

(1) 医師の派遣体制の確保、精神科医療機関との連携

平成26年度、平成27年度は、保健所や医療機関等を中心に依存症に関する現状と課題を電話や訪問にて聞き取りを行った。（詳細は、1. (2) 積極的な相談（ネットワークの構築と適切なコーディネート 参照）

平成28年度に実施した、薬物依存症認知行動療法（ぼちぼち）モデル実施の際には、バックアップ体制を整備し、緊急時の受入れに対応するとともに、適宜意見交換等を実施し、プログラム実施上の助言を行った。

また、精神科救急（スーパー救急）病棟のある医療機関を訪問し、受入れ状況や課題等についての意見交換及び依存症治療における情報交換と併せて、精神医療センターで実施している薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）の紹介を行った。

(2) 薬物依存症治療に取り組んでいる医療機関、関係機関等に対して、薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）の見学受入及び意見交換

平成26年度中に整備した外来薬物依存症認知行動療法プログラム（外来ぼちぼち）のノウハウを伝えるべく、平成27年度に見学受入体制を整備し、各回2人を定員とし、プログラム担当者より概要と注意事項の説明、誓約書への記名の上で、

見学を受け入れ、平成 27 年度は 14 名、平成 28 年度は 42 名を受け入れた。平成 28 年度は、後述の民間病院及びクリニックへの薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）のモデル実施の影響もあり、見学者数は大幅に増加した。外来ぼちぼちのノウハウを伝え、薬物依存症治療が行える医療機関等を拡充していくべく、今後も見学受入れを積極的に行っていく。

外来ぼちぼち見学者一覧			
ひがし布施クリニック	13 人	近畿厚生局	3 人
汐の宮温泉病院	10 人	播磨社会復帰促進センター	2 人
大阪府こころの健康総合センター	8 人	訪問看護ステーションエバーケア	2 人
桶狭間病院 藤田こころケアセンター	5 人	枚方保健所	1 人
新生会病院	3 人	奈良県 保健予防課 精神保健係	1 人
堺市こころの健康センター	3 人	大阪府 保健医療室 地域保健課 精神保健グループ	1 人
奈良県精神保健福祉センター	3 人	西成区保健福祉センター	1 人

（3）民間病院及びクリニックへの薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）のモデル実施

薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）を府内の精神科医療機関へ広げていくため、モデル医療機関を選定し、同プログラムを実施していただいた。1クール終了後に意見交換を実施し、フィードバックを行うとともに、プログラム実施における課題や改善点を抽出し、プログラムの改良に反映させた。

その中で、テキストについて、解釈の説明が難しいところがあり、具体例を入れた解説版を作成してはどうかという意見が上がったため、ぼちぼちテキストのマニュアルを作成した。

なお、両医療機関においてはモデル実施終了後も引き続きプログラムを実施していただいている。

依存症治療を行う医療機関を拡充するためには、今後もぼちぼちのモデル実施を依存用治療プログラムを普及していく取り組みが必要であるとする。

そのためにもぼちぼち見学の受入れも引続き行い、ノウハウを伝授していく必要があるとする。

医療機関	ひがし布施クリニック
実施期間	平成 28 年 6 月 1 日～平成 28 年 7 月 11 日
スタッフ実人数	看護師 2 名、PSW2 名、心理士 1 名
参加実人数	28 名
参加者の状況	出席状況：全出席（12 回）4 名、11～6 回 12 名、6～1 回 12 名 性別：男性 18 名、女性 10 名 年代：30 代 2 名、40 代 18 名、50 代 7 名、70 代以上 1 名 依存状況：薬物 11 名、アルコール 17 名（うちクロス 9 名）

医療機関	汐の宮温泉病院
実施期間	平成 28 年 8 月 9 日～平成 28 年 10 月 25 日
スタッフ実人数	医師 2 名、PSW2 名、その他 1 名
参加実人数	12 名
参加者の状況	出席状況：全出席（12 回）1 名、11～6 回 4 名、6～1 回 7 名 性別：男性 7 名、女性 5 名 年代：20 代 3 名、30 代 4 名、40 代 3 名、50 代 2 名 依存状況：薬物 12 名、アルコール 3 名、その他 2 名 （うちクロス 5 名）

3. 関係機関（精神保健福祉センター、保健所、市町村、自助団体、福祉事務所、保護観察所、公共職業安定所等）との連携・調整

医療機関、回復施設、福祉機関、教育機関等を対象に講演会への講師派遣を行い普及啓発活動を行うとともに意見交換を実施した。

また、司法機関との連携として、近畿厚生局麻薬取締部の施設見学及び連携体制の構築について意見交換を行った。実績は下表の通りである。

日程	内容	テーマ	機関名
平成 27 年 7 月 17 日	講師派遣 意見交換	薬物・危険ドラッグの 乱用による健康被害	枚方市学校保健会
平成 27 年 7 月 27 日	講師派遣 意見交換	依存症について ～アルコール依存を中心に～	大阪府人権協会
平成 27 年 9 月 8 日	講師派遣	薬物依存の方への支援について	堺市
平成 27 年 11 月 19 日	施設見学 意見交換	乱用薬物の現状と基礎知識	近畿厚生局 麻薬取締部
平成 27 年 11 月 29 日	講師派遣 意見交換	危険ドラッグの本当の恐ろしさ ～医療の現場から～	高槻市 高槻市教育委員会
平成 28 年 1 月 2 日	講師派遣 意見交換	子どもの見方かわり方 ～インターネットやパソコンゲームへの 依存性について、家庭での対応～	堺市教育委員会
平成 28 年 5 月 8 日	講師派遣	司法と福祉との連携について ※アディクション領域について講演	刑事立法研究会
平成 28 年 5 月 27 日 6 月 24 日	講師派遣	依存症について	住之江区自立支援協 議会
平成 28 年 9 月 2 日 27 日 12 月 22 日	意見交換	ぼちぼちモデル事業について	ひがし布施クリニック 汐の宮温泉病院
平成 28 年 10 月 9 日	講師派遣 意見交換	依存症の治療プログラムについて	Freedom
平成 28 年 11 月 26 日	講師派遣	薬物関連障害の治療と回復支援	第 23 回関西アルコール 関連問題学会滋賀 大会
平成 28 年 12 月 3 日	講師派遣	ありのまま	AA 枚方サンファール グループ
平成 29 年 1 月 17 日	講師派遣	依存症ケースにかかる支援業務	地域生活定着支援 センター協議会
平成 29 年 2 月 17 日	施設見学 意見交換	乱用薬物の現状と基礎知識	近畿厚生局 麻薬取締部
平成 29 年 2 月 23 日	講師派遣	各依存症専門医療機関の治療プログラ ムについて②	日本アルコール関連 問題ソーシャルワー カー協会関西支部
平成 29 年 2 月 24 日	講師派遣	アルコール依存症について	吹田市地域精神医療 学習会
平成 29 年 3 月 6 日	講師派遣 意見交換	薬物依存症者の家族支援について	堺市こころの健康セ ンター、大阪保護観 察所堺支部

(1) 関係機関と医療機関の連携の効率化を図る情報連携シートの作成検討及び作成に向けた情報収集

医療機関、関係機関の連携の効率化を図るための情報連携シートを作成し、依存症治療を行っている医療機関、精神保健福祉センター及び保健所において試行を依頼し、改善点等の情報収集を行った。

今回と前年度の医療機関の試行による情報収集を通じた所感としては、チェック式中心の連携情報シートは、自由記載でアセスメントを実施することが多い初回面接の場面で採用することは妥当ではないが、相談に関するデータの蓄積や初回面接時に聞き取るべき情報の指針として、活用が見込まれると考える。

今後は、情報収集及び検討を行った結果を踏まえつつ、大阪アディクションセンターに登録した機関同士で情報共有を行う際に活用できる情報連携シートにより、適正かつ正確な情報が効率的に連携機関へ伝えられる取組みにつなげていきたい。

(2) 依存症治療検討部会及び地域生活支援検討部会の立ち上げ

各種依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発、支援体制モデルやネットワークの確立に向けた具体的な検討を行うため、依存症対策推進協議会の専門部会として、依存症治療検討部会及び地域生活支援検討部会を設けた。

治療検討部会については、依存症治療を行う医療機関を中心に、当センター内で実施している薬物依存症認知行動療法プログラム『ぼちぼち』普及のための検討及び治療体制の拡充に向けた具体的な方法の検討を目的に、また、地域生活支援検討部会については、大阪府依存症対策推進協議会に参加している各相談支援機関や回復施設、自助団体、家族会等の代表者により、依存症者の地域生活支援体制や予防・乱用防止に向けた普及活動の検討を目的に、それぞれ3回に渡り部会を開催し検討を重ねた。

その結果を、本部会における成果報告として、下記の提言を実現するよう、協議会として取り組むべきであることを提言した。

○依存症治療検討部会の提言

提言①：精神科救急（スーパー救急）病棟のある病院への『ぼちぼち』の配付

提言②：依存症治療体制の強化

○地域生活支援検討部会の提言

提言①：身近で良質な依存症相談支援体制の構築

提言②：アクセスしやすい依存症相談支援体制の確立

日時	内容	協議内容
平成 28 年 8 月 2 日	第 1 回依存症治療検討部会	依存症治療体制について
平成 28 年 9 月 6 日	第 2 回依存症治療検討部会	診療報酬上の根拠について 薬物依存症者の受入れが少ない要因について
平成 28 年 10 月 4 日	第 3 回依存症治療検討部会	依存症治療の将来像について 依存症治療の現時点での計画について 協議会への提言（案）について
平成 28 年 10 月 4 日	第 1 回地域生活支援検討部会	依存症相談支援体制について 支援者が相談を受ける際の留意点 医療機関・行政機関に対する要望
平成 28 年 10 月 25 日	第 2 回地域生活支援検討部会	支援機関の体制及び課題について 依存症者受入れのための具体的な方策について 資質向上のための研修会について
平成 28 年 11 月 29 日	第 3 回地域生活支援検討部会	トリートメントギャップの解消に向けた具体的な方策について 部会からの報告（案）について

4. 医療従事者、関係機関職員、依存症当事者及びその家族等に対する研修の実施

事業期間中に実施した医療機関職員及び関係機関職員研修会は下表のとおりである。

研修会の実施は、支援者に対し依存症の正しい知識を与えることで、依存症者に対する偏見や陰性感情を取り除く一助となった点や、司法機関と医療機関との連携等、今まで繋がりの無かった機関同士が連携を深められた点でも非常に有効であった。

依存症集団療法の診療報酬点数化等の追い風がある中で、今後は依存症の治療を行う精神科医療機関の増加につなげるための治療プログラム研修を積極的に行っていくべきであるとする。

医療機関職員及び関係機関職員向け研修会の開催

開催日時	平成 27 年 1 月 16 日（金）、2 月 2 日（金）、2 月 9 日（金） 2 月 20 日（金）、2 月 27 日（金） 13 時 00 分～15 時 00 分
開催場所	京都拘置所
参加機関	京都拘置所、大谷大学、光福寺、当センター
参加者数（職種）	最大 8 人
内容	講義：ギャンブル依存症について
実施結果	京都拘置所に収監されている受刑者に対するギャンブル依存症についての教室にオブザーバーとして参加。

開催日時	平成 27 年 2 月 10 日（火）9 時 00 分～15 時 30 分
開催場所	大阪府立精神医療センター 大会議室
参加機関	保健所・こころの健康総合センター・地域の医療機関
参加者数（職種）	10 人（看護師） 2 人（臨床心理士） 13 人（精神保健福祉士）
内容	講義：薬物依存症認知行動療法について 実践：グループセッション
実施結果	事前・事後にアンケートを実施。

開催日時	平成 27 年 3 月 20 日（金 12 時 00 分～17 時 30 分
開催場所	大阪府立精神医療センター 応接室
参加機関	埼玉県立精神医療センター、当センター
参加者数（職種）	2 人（医師）、5 人（看護師）、2 人（臨床心理士）、2 人（精神保健福祉士）
内容	講義：薬物依存症治療プログラムについて 実践：外来ぼちぼちの参加

実施結果	埼玉県立精神医療センターで行っている薬物依存症治療プログラムの実践を元に、当センターで行っているプログラムについて助言を頂くと共に情報交換を行った。
------	--

開催日時	平成 27 年 3 月 17 日（火） 13 時 00 分～18 時 00 分
開催場所	大阪府立精神医療センター 医療福祉相談室
参加機関	藤井クリニック、当センター
参加者数（職種）	1 人（医師）、2 人（精神保健福祉士）
内容	講義：ギャンブル依存症治療体制について
実施結果	藤井クリニックでの実践についてお話いただくとともに、意見交換を行った。

開催日時	平成 27 年 11 月 15 日（日） 13 時 45 分～17 時 30 分
開催場所	MID タワー 20 階 8 会議室
参加機関	医療機関、福祉施設、NPO、司法機関、行政機関、当事者団体等
参加者数	68 人
内容	基調講演 シンポジウム：刑の一部執行猶予制度施行を見据えて
実施結果	刑の一部執行猶予制度施行を見据え、それぞれの役割や連携する方向性等について議論を深めた。研修終了後にアンケートを実施。

開催日時	平成 27 年 12 月 1 日（火） 9 時 00 分～15 時 30 分
開催場所	大阪府立精神医療センター 本館棟 3F 大会議室
参加機関	大阪府立精神医療センター
参加者数	11 人
内容	講義：薬物依存症認知行動療法について 実践：グループセッション
実施結果	精神医療センター職員を対象に、薬物依存症の啓発を行うとともに、プログラムの普及を行った。 事前・事後にアンケートを実施。

開催日時	平成 28 年 1 月 14 日（木） 10:00-16:00 平成 28 年 1 月 15 日（金） 10:00-16:00
開催場所	大阪府立精神医療センター 本館棟 3F 大会議室
参加機関	医療機関、保健所、司法機関、福祉機関等、行政機関等
参加者数	87 人
内容	講義：薬物依存症認知行動療法について 実践：グループセッション
実施結果	医療機関等職員を対象に、薬物依存症の啓発を行うとともに、プログラムの普及を行った。事前・事後にアンケートを実施。

開催日時	平成 28 年 3 月 27 日（日）
開催場所	新大阪丸ビル別館 1-1 会議室
参加機関	医療機関、福祉施設、NPO、司法機関、行政機関等
参加者数	48 人
内容	講義：インテークのポイント 講義：依存症者支援のポイント
実施結果	相談者との信頼関係を構築する上で重要な段階であるインテークの実施時に押さえるべきポイントをお話しいただいた。 事前・事後にアンケートを実施。

開催日時	平成 28 年 12 月 1 日（木）13 時 00 分～16 時 30 分
開催場所	大阪府立精神医療センター 本館棟 3 階 大会議室
対象機関	医療機関、福祉施設、NPO、行政機関、当事者団体等
参加者数	94 人
内容	講義：依存症を抱える人の家族を支える工夫～CRAFT を中心に～
実施結果	実践的な依存症者の家族支援の在り方について、CRAFT を中心にお話しいただいた。 事前・事後にアンケートを実施。

開催日時	平成 28 年 9 月 24 日（土）10 時 30 分～15 時 30 分
開催場所	大阪弁護士会館 大ホール
参加機関	医療機関、福祉施設、NPO、司法機関、行政機関、当事者団体等
参加者数	94 人
内容	ショートフィルム『微熱』上映 基調講演 シンポジウム：ギャンブルに潜む闇に光を
実施結果	パチンコ等のいわゆるギャンブル依存症の現状や課題を共有するとともに、それぞれの役割や連携する方向性等について議論を深めた。研修終了後にアンケートを実施。

開催日時	平成 29 年 2 月 10 日（金）15 時 30 分～17 時 30 分
開催場所	大阪府立精神医療センター 本館棟 3 階 大会議室
参加機関	医療機関、福祉施設、NPO、行政機関、
参加者数	67 人
内容	講義：専門病棟を持たないアルコール医療の実践
実施結果	専門病棟を持たないアルコール依存症治療体制についてお話しいただいた。研修終了後にアンケートを実施。

開催日時	平成 29 年 3 月 3 日（金）14 時 00 分～17 時 00 分
開催場所	エル・大阪（大阪府立労働センター）

参加機関	大阪アディクションセンター（OAC）参画機関、医療機関、福祉施設、NPO、司法機関、行政機関、当事者団体等
参加者数	104人
内容	基調講演 大阪アディクションセンターについて 参画機関の事業紹介
実施結果	研修終了後にアンケートを実施予定

(2) 大阪府立精神医療センターホームページ上で、依存症等に関する情報提供及び関係機関・関係団体等が実施する講習会・講演会等の広報への協力

日時	内容
平成 27 年 11 月 2 日	平成 27 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 シンポジウムの開催について（刑の一部執行猶予制度施行を見据えて）
平成 27 年 12 月 3 日	平成 27 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 薬物依存症治療プログラム研修の開催について
平成 28 年 9 月 5 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 ギャンブル依存症者支援に関するシンポジウムの開催について
平成 28 年 11 月 8 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 CRAFT 研修会の開催について
平成 29 年 1 月 17 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 アルコール依存症治療に関する研修会の開催について
平成 29 年 2 月 15 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 関係機関職員研修会の開催について （国の依存症施策の動向と大阪アディクションセンターについて）

5. 依存症当事者及びその家族、地域住民等への普及啓発

リーフレット名	償うだけやない、治すだけやない、自分らしく生きるんや！
目的	刑務所の出所者や保護観察を終了された薬物依存症者をスムーズに医療機関、関係機関等につなげるため
作成年度	平成 27 年度
作成部数	3,000 部
配付先	大阪刑務所、大阪保護観察所等

リーフレット名	もしかして ギャンブル依存症かも・・・
目的	ギャンブル依存症の当事者やその家族をスムーズに医療機関、関係機関等につなげるため
作成年度	平成 28 年度
作成部数	3,000 部
配付先	生活困窮窓口、保健所、法テラス等

6. 協議会の運営

協議会の運営状況については下表のとおりである。

日時	内容	協議内容
平成 26 年 10 月 24 日	第 1 回協議会の開催	事業計画の策定 事業指標のための調査項目の設定
平成 27 年 2 月 16 日	第 2 回協議会の開催	事業報告について
平成 27 年 5 月 20 日	第 1 回協議会の開催	事業計画の策定
平成 28 年 2 月 17 日	第 2 回協議会の開催	事業報告について ⇒OAC の設置を決定
平成 28 年 5 月 23 日	第 1 回協議会の開催	事業計画の策定
平成 28 年 11 月 1 日	第 2 回協議会の開催	中間報告について 部会からの提言について ⇒「ぼちぼち」の配布を決定
平成 29 年 2 月 23 日	第 3 回協議会の開催	事業報告について 部会からの報告について 最終年度報告及び提言について

7. 協議会で定めた指標に必要な数値等の集計・整理

平成 26 年 10 月～平成 29 年 3 月の間に依存症相談窓口で受けた相談及び入院及び通院中の薬物依存症者に対する当事者支援専門プログラムの参加実績の集約を行った。集約内容は、5 ページ『① 相談支援の結果』を参照。詳細は各年度の実績報告を参照されたい。

8. その他依存症対策に必要な事項

(1) 精神医療センターのホームページで当該事業の報告等

日時	内容
平成 26 年 12 月 5 日	ホームページの開設
平成 26 年 12 月 15 日	依存症情報カレンダーの更新
平成 26 年 12 月 19 日	第 1 回認知行動療法（ぼちぼち）会議の開催報告
平成 27 年 1 月 30 日	依存症情報カレンダーの更新
平成 27 年 2 月 12 日	認知行動療法（ぼちぼち）研修会の報告
平成 28 年 6 月 24 日	平成 28 年度第 1 回大阪府依存症対策推進協議会 議事概要について
平成 28 年 9 月 5 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 シンポジウムの開催について
平成 28 年 11 月 8 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 CRAFT 研修会の開催について
平成 28 年 12 月 2 日	平成 28 年度第 2 回大阪府依存症対策推進協議会 議事概要について
平成 29 年 1 月 16 日	平成 28 年度第 3 回大阪府依存症対策推進協議会 開催について
平成 29 年 1 月 17 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 アルコール依存症治療に関する研修会の開催について
平成 29 年 2 月 15 日	平成 28 年度 依存症治療拠点機関設置運営事業 関係機関職員研修会の開催について (国の依存症施策の動向と大阪アディクションセンターについて)

(2) 報道機関への情報提供及び対応

日時	報道機関	内容
平成 27 年 6 月 16 日	CBニュース	大阪アディクションセンターについて
平成 27 年 6 月 16 日	共同通信	大阪アディクションセンターについて
平成 27 年 6 月 16 日	朝日新聞	大阪アディクションセンターについて
平成 27 年 6 月 16 日	日経新聞	大阪アディクションセンターについて
平成 27 年 6 月 18 日	毎日放送	大阪アディクションセンターについて
平成 27 年 6 月 23 日	産経新聞	大阪アディクションセンターについて
平成 27 年 10 月 19 日	NHK	大阪アディクションセンターについて
平成 28 年 7 月 28 日	毎日新聞	依存症治療拠点機関設置運営事業 について
平成 28 年 8 月 9 日	毎日新聞	薬物依存症治療プログラム 『ぼちぼち』について
平成 28 年 12 月 14 日	日経新聞	ギャンブル依存症治療プログラム 『GAMP』について
平成 29 年 1 月 18 日	朝日新聞	薬物依存症について
平成 29 年 1 月 18 日 20 日・30 日	NHK	ギャンブル依存症治療プログラム 『GAMP』について

(3) 全国拠点機関との連携

日時	内容
平成 27 年 2 月 23 日	平成 26 年度第 1 回 全国依存症対策連絡協議会への参加 (全国拠点機関の役割説明・都道府県拠点機関の事業報告等)
平成 27 年 3 月 23 日	平成 26 年度第 2 回 全国依存症対策連絡協議会への参加 (平成 27 年度事業の見通しについて・意見交換等)
平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年度第 1 回 全国依存症対策連絡協議会への参加 (全国拠点機関事業平成 27 年度の説明等)
平成 27 年 12 月 7 日	平成 27 年度第 2 回 全国依存症対策連絡協議会への参加 (平成 27 年度事業中間報告等)
平成 28 年 3 月 7 日	平成 27 年度第 3 回 全国依存症対策連絡協議会への参加 (平成 27 年度事業報告等)
平成 28 年 12 月 1 日	平成 28 年度第 1 回 全国依存症対策連絡協議会への参加 (平成 28 年度事業中間報告等)
平成 29 年 3 月 24 日	平成 28 年度第 2 回 全国依存症対策連絡協議会への参加

IV. 3カ年の主な活動成果と今後の課題

大阪府立精神医療センターは、平成26年10月より厚生労働省による「依存症治療拠点機関設置運営事業」を大阪府より受託し、依存症対策推進協議会の設置・運営、相談窓口の設置・運営、治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発、支援体制モデルの確立等を目指した活動を行ってきた。

事業開始年度は依存症支援に携わる各機関にヒアリング等の情報収集を行い、そこで明らかになった課題をもとに、次年度以降はリーフレットの作成及び医療機関及び関係機関職員を対象とした研修会の実施による普及啓発活動、関係機関との意見交換及び専門部会の設置による具体的な解決策の検討等を通じた連携を行った。

大阪府立精神医療センターにおける治療体制整備については、アルコール・薬物・ギャンブル依存症の治療体制を整備し、薬物については見学受入体制の整備及び他医療機関での試行実施を行うことによる依存症治療体制の拡充を図った。

これまでの活動によって得られた主な活動成果とおよび今後の依存症対策における課題と対応方策について、以下に述べる。

◎主な活動成果

①大阪アディクションセンターの設立

平成27年度第2回協議会の結果、本事業終了後も継続した依存症対策を推進することを目的として、「大阪アディクションセンター（OAC）」を設置することとなった。OACは、協議会参画機関を中心に、医療機関や、行政機関、司法機関、回復施設、自助グループ等からなるネットワークであり、依存症の当事者及びその家族が途切れなく相談・治療・回復につながることを、また、参画する機関においては互いに相談・紹介できるようなことを目指している。平成29年4月から本格稼働を行っていく予定である。

大阪アディクションセンター（OAC）とは

依存症の本人及び家族をとぎれなく支援するための相談・治療・回復ネットワーク



地域に根ざした依存症者支援体制の充実

②依存症治療検討部会と地域生活支援検討部会の開催

各種依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発、支援体制モデルやネットワークの確立に向けた具体的な検討を行うため、依存症対策推進協議会の専門部会として、依存症治療検討部会及び地域生活支援検討部会を設置し、それぞれ各3回の部会を開催した。その成果として、依存症対策推進に向けた様々な意見を集約することができ、協議会に報告することができた。そして、それぞれの意見を集約し、協議会としての提言書を取りまとめることになった。

両部会において、治療体制及び支援体制が異なる様々な機関が一堂に会し、具体的な議論の場が設けられたことは、大阪府における依存症対策推進にとって大きな収穫であった。両部会員から、事業終了後も部会の継続を希望する声が上がっており、継続した議論の場の設置を検討していく必要がある。

③治療プログラムの整備

今回の依存症治療拠点機関設置運営事業をきっかけとして、大阪府立精神医療センターにおける依存症プログラムが整備され、様々なプログラムが提供できるようになった。

事業開始前	事業開始後
<ul style="list-style-type: none"> 入院薬物依存症認知行動療法プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 入院薬物依存症認知行動療法プログラム 外来薬物依存症認知行動療法プログラム アルコール依存症個人向け入院治療プログラム 外来ギャンブル依存症治療プログラム

④治療プログラムの普及

薬物依存症認知行動療法プログラム（ぼちぼち）を府内の精神科医療機関へ広げていくため、2カ所のモデル医療機関を選定し、当センターにおけるプログラムの見学や意見交換を経て、各医療機関で実践してもらうことで、普及につながった。

医療機関	モデル実施期間	スタッフ実人数	参加患者実人数
ひがし布施クリニック	平成 28 年 6 月 1 日 ～平成 28 年 7 月 11 日	看護師 2 名 PSW2 名 心理士 1 名	28 名
汐の宮温泉病院	平成 28 年 8 月 9 日 ～平成 28 年 10 月 25 日	医師 2 名 PSW2 名 その他 1 名	12 名

◎今後の依存症対策における課題と対応方策

①依存症治療体制拡充の必要性

医療機関等へのヒアリングや部会での議論を通じて、精神科医療機関においても依然として、依存症に関する正しい知識の不足からくる偏見や陰性感情が根強いことが明らかになった。それは、当センタースタッフや薬物依存症認知行動療法プログラムのモデル実施を行った医療機関のスタッフにも見られ、実際にプログラムをやってみるまで、依存症者に対して偏見があった、薬物依存症者を受けることに対する恐怖心があった等の意見が聞かれるほどであった。しかし、治療プログラムの実施を通じて参加者と関わっていく中で、依存症は他の精神疾患と何ら変わらない病気であると気づき、陰性感情が取り払われることも明らかになった。

つまり、治療者の陰性感情を取り除き、依存症治療体制を拡充するためには、依存症の特性等、正しい知識の普及啓発はもちろん必要であるが、治療プログラムを実際に行ってもらい、実際に回復していく人を目の当たりにしてもらうことで、他の精神疾患と変わらない回復可能な病気であるということを認識してもらうことが、一番の近道であると考えます。また、依存症治療は、治療者の共感的態度が治療効果を決定すると言われており、そういった意味でも治療者の陰性感情を取り除くことは重要である。

そのため、当センターは依存症治療拠点機関として、引き続き大阪府内の依存症治療体制の強化に貢献していくこととする。

〔薬物〕

薬物依存症については、事業終了後も依存症治療プログラムの普及活動を引き続き実施していくとともに、ノウハウ習得のための見学受入体制及びプログラム実施時の相談及び緊急時の受け入れ等のバックアップ体制を維持していく。

入院治療に関しても、精神科救急病棟を持つ精神科病院へ直接赴き、受入れ状況や課題等についての意見交換及び依存症治療における情報交換を行うとともに、薬物依存症認知行動療法プログラムのテキスト等を配付するなど、精神科救急病棟における薬物依存症治療の普及に取り組んだ。他の精神科救急入院を受入れる医療機関についても、依存症に対する正しい知識の普及啓発および再発防止を行う観点から同様の取り組みを実施し、入院における薬物依存症治療の普及に取り組んでいきたい。

〔アルコール〕

アルコール依存症については、当センターにおいては治療プログラムを見直し、治療体制を整備したばかりであるが、院内での実践を繰り返す中でノウハウを蓄積し、それらを他の医療機関に普及させていく活動に取り組むたい。

アルコール依存症については、アルコール健康障害対策基本法の制定や、DSM-5における診断基準による依存症概念の広がりといった、アルコール依存症を取り巻く様々な動向に伴い、精神科医療におけるアルコール依存症の治療について、従来の「専門医療機関」以外での関与が、これまで以上に求められることが予想される。そのため今後さらにノウハウを蓄積し、専門医療機関でなくとも依存症者の受け入れが可能であることを普及していかなければならない。

〔ギャンブル〕

ギャンブル依存症については、治療プログラムの整備を行い、精神医療センター内における依存症治療体制を整備したところであるが、IR推進法成立に伴い、今後更なる

ギャンブル依存症対策が求められることが想定されるため、効果検証を重ねながらプログラムを改良し、プログラムが完成した段階で、大阪府内の医療機関に対して研修会や見学受入を実施し、治療体制の拡充に努めていく。

このように、依存症治療拠点機関として、治療プログラムの普及活動により、外部への情報発信を行うことで、大阪全体の依存症治療体制の底上げを目指したい。

②医療機関の限界とネットワークの可能性

依存症対策は決して医療機関による相談・治療のみで完結するものではないことは明らかである。当然、治療プログラムの提供等、医療機関としてできる限りの支援を行っていく必要はあるが、医療の役割としては、離脱・合併症の治療、疾病教育を通じた病識の獲得、回復者との出会いや自尊感情を取り戻すことによる、依存症から回復する動機づけ等が主である。依存症対策はむしろ、治療後の回復した状態をいかに継続していくかが重要であり、それを地域で支えていくことが肝心である。そのためには、依存症者が回復した状態を継続し、地域での生活を行っていくよう、回復支援、地域定着支援、就労支援、再発時支援等など、総合的かつシームレスに地域で支えていく体制づくり、そして、それが可能となるよう、普及啓発及び教育・人材育成等を通じて地域全体に支援の輪を広げていく取組が不可欠である。

その点で、依存症対策には関係機関によるネットワークが何よりも重要であることを関係機関に認識してもらうことができたおかげで、平成27年に依存症者を地域のネットワークの中で支えていくことを目指す大阪アディクションセンター（OAC）を設置したことは非常に大きな成果であると言える。

本事業終了後の大阪府の依存症対策の推進は、このネットワークをいかに運用し、広げていくかが要となってくる。

平成29年4月からのOAC本格稼働により、依存症の当事者及びその家族等が途切れなく相談・治療・回復につながることで、参画する機関においては互いに相談・紹介できるようになる仕組みとなるよう、OACに参画する各々の機関が、相互理解のもと、主体的に関わりながら、ネットワークを形成することで、大阪全体としてアディクションについて主体的に検討できる場となることを期待したい。

③法規制など環境整備による依存症対策の推進

医療機関として依存症治療にどんなに労力を費やしても、依存症治療は時間もかかる上、再発再燃を繰り返す可能性が高い疾患である。依存症から回復できるかは最終的に

は本人の努力によるところが大きく、医療機関や回復機関はその手助けをしているにすぎない。

一方、例えばタバコや危険ドラッグのように、国が本気になって法規制により対策を講じれば、喫煙率が低下したり、危険ドラッグ依存症者が激減したりするなど、依存症対策における法規制の効果は計り知れない。

医療機関や依存症対策関係機関とのネットワークによる依存症支援体制は今後も引き続き構築していくが、スタッフの数にも限りがあり、依存症者の回復に時間がかかる。特に536万人ともいわれるギャンブル依存症の対策においては、焼け石に水の感が拭えない。

I R推進法が成立したいま、公営ギャンブルやパチンコ・パチスロなど、依存性の高いギャンブル関係事業について今一度対策を見直し、例えば依存症者等の入場や投票等を制限できるような対策や、射幸心を煽るような広告の規制を行うなど、海外の事例を参考にしながら法規制による依存症対策に積極的に取り組むべきである。そしてそれは、医療機関や回復機関はもちろんのこと、行政機関や司法機関を含めた依存症対策に携わるすべての機関が一致団結して国に提言していきたい。